

令和3年9月28日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和3年9月22日付、橋総第232号をもって追加議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、去る9月16日の本会議において設置されました、令和2年度決算審査特別委員会委員長に2番 垣内君、副委員長に14番 樽井君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番 土井君、18番 岡君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第10号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例についての撤回の件

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第10号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例についての撤回の件 を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）令和3年9月6日提出議案であります議案第10号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、提出案件のさらなる精査、調整の必要性が生じたため、本議案は撤回させていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）これ、経済建設委員会で全員一致で決まった話なのに、これをするのは、それでいいんでしょうか。

○議長（小林 弘君）暫時休憩いたします。

（午前9時32分 休憩）

（午前9時33分 再開）

○議長（小林 弘君）再開いたします。

提出者は、採決を行うまでの間は撤回できますので、ご理解よろしく願いいたします。よろしいですか。

ほかにありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）質疑の許可を求めます。

○議長（小林 弘君）この際、質疑を求める声がありますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）本会議においても様々な意見がありまして、委員会のほうでも様々な議論がありました。ただ今の説明は、さらなる調査とか精査が必要ということなんですけれども、具体的にどういった部分に問題があったのかということについてお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）議案審議また経済建設委員会において、本議案について様々なご意見、ご提案を頂きました。それらを受け再度検討した結果、本条例の使用料及び施行規則の精査、また都市公園条例との整合性の検討等の必要性が生じたため、本議案は撤回させていただくこととなりました。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）建設部長にとやかく言うつもりはないですけど、ルール上はそれで、当局側がそういうのであれば、それが正しい法律に基づいたルールであるという手順は理解します。ただ、私らも法に基づいて、市民の代表で、ここに来られておる皆さまの中でそれぞれ思いはあると思うんですけど、私個人の意見としましては、経済建設委員の中にもいましたので、私はもともと否決、反対やっただけです。民主主義をもって反対かどうかは別です。私は反対やっただけです。それを質疑の結果、欠陥があるから、差し戻して考えるというふうな答弁で今、議事録上なってるけども、これが具合悪いんです、僕の中では。言いたいことは一つだけです。未完成なやつやから差し戻して考えたらどうですかという質疑の中で、あなた方は、通してくれた暁にはきっちりやりますと言うて一旦賛成にしておるんやけども、という言葉が抜けとる。私はそれがかちんと来るところなんです。そこについてちゃんと議事録を残していただいて、ほんで、法律にのっとって撤回するとちゃんと議事録に残してもらわんと、私ら苦渋の決断で賛成に回るとるんですよ。採決を一旦取ってあるんですよ。私らも市民の代表なんです。それに対しての議事録をちゃんと載せた上でわびていただかんと、結果、丸やっただけ

ペケやったかは別の話として、私は丸にしてあるんですよ。ペケから丸に回るとるんですよ、あなた方を信じて。そこがぬるいということですよ。ちゃんと議事録に残してください。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）経済建設委員会におきましては、様々なご意見が出る中で、全員一致で可決というような形の採決を頂きました。内容につきましては、使用料であるとか条例、施行規則の中の運用であるとかというところの内容がしっかりしていないままの中で、使用料については、一旦可決するものの、ある程度時期を見て、改正も見据えて検討するというようなことの審議もあった中で採決していただいたという経過がございます。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）失礼なことを言って、ごめんなさいね。ただ時の職責で私らやっただけで、建設部長に恨んどるわけじゃないですけど、ただ、これ、今回のことで、うちの経済建設常任委員長でも必死こいて模索して、こういうパターンになったらどうしようとか、こっちだって裏方で、職員は部下という名の裏方がいてます、いろいろ調べてくれる人がいてます。僕らはいないんです。正副委員長はじめ、僕ら委員、ここで丸ペケになって本会議場でと、きっちり精査して送り出すんです。それを撤回するのは法律上それでいいんですけど、最初からそういうふうにしていただかんと、私ら苦渋の決断で丸にした上で規則ちゃんとやってくれると言うたんやから、約束は守りましょうよ。その上で、撤回するんやったら、ちゃんとそのことも公の場所で言うた上で、まだまだ質疑の結果未完成でという前に、その一言をちゃんと添えてほしかったです。そしたら僕、質疑なかったんです。それだけです。結構でございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

14番 樽井君。

○14番（樽井豪男君）今、当局から撤回ということなんだけども、やすらぎ広場というのは、ここだけ違うわけでしょう。ほかも何か所か多分あると思うんだけど、そこの使用料関係は恐らく右へ倣えて同じ格好で来ておると思うんだけど、その辺りは全体的にどない考えておるのか。そのようになつたら、あとの多分6か所ぐらい残っておるの違うかなと思うんだけど。

それと、これ、撤回になったときに供用開始はできるのかどうか。その2点だけお伺いします。

○議長（小林 弘君）樽井議員、撤回に対するの質疑でお願いしたいんですけども。

14番 樽井君。

○14番（樽井豪男君）ほんなら、撤回にあたって、多分今の使用料のところだと私は思うんですけど、それ自身どのような格好で、また今後、本当にちゃんと精査して調査が必要になったということであれば、きっちりそれはしていただきたいと思うんですけど、それは要望にいたします。ただ、供用開始だけはどうですか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）供用開始は令和3年11月12日の予定をしております、この条例と関係なく、設置管理条例をもって供用開始できます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）もし、ここで、今回経済建設委員会で全員賛成でと言うたやつをこんなして消せるということになれば、反対が多数おっても市側の都合で消せるとか、どんな場合でも、委員会で決まったことは消していけるというふうに思うんですが、その考えは間違っていますか。

○議長（小林 弘君）暫時休憩いたします。  
（午前9時41分 休憩）

（午前9時45分 再開）

○議長（小林 弘君）再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ほかにありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第10号橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例についての撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、議案第10号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例についての撤回の件については、これを承認することに決しました。

日程第3 認定第1号 令和2年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第15 認定第13号 令和2年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件

○議長（小林 弘君）日程第3 認定第1号 令和2年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第15 認定第13号 令和2年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの13件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、令和2年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

**日程第16 議案第10号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（小林 弘君）日程第16 議案第10号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例については、先刻、議案第10号の撤回を承認しましたことから、これを削除いたします。

---

**日程第17 議案第13号 市道路線の認定について**

○議長（小林 弘君）日程第17 議案第13号 市道路線の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）皆さま、おはようございます。ただ今から委員長報告をさせていただきます。

去る9月16日の本会議において本委員会に付託された、議案第13号 市道路線の認定について を審査するため、9月21日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第13号は、新国道371号バイパスが完成したことから、当該旧国道を市に移管し市道認定するものであり、従来1路線であったものを県道二見御幸辻停車場線との交差部分において、管理区分を明確にするため2路線に

分けて認定を行うものである。

なお、今回、市は市道認定のみを行い、市道としての供用開始は、現在の管理者である和歌山県が行う修繕工事等が完了した時点となる。委員会は現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、県による修繕工事について ただしがあり、今までに県と市の双方の担当で修繕箇所の確認を行った上で、県による工事が概ね終了してきている。今後も必要とされる修繕箇所については、県に対し依頼をしていく との答弁がありました。

以上で報告を終わります。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議ありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---